

[事案 2023-370] 契約者貸付無効請求

・令和7年2月21日 裁定終了

<事案の概要>

無断で契約者貸付が行われたことを理由に、契約者貸付の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成5年2月に契約した個人年金保険について、平成27年5月に、市役所により本契約に関する保険金支払請求権・解約返戻金支払請求権等が差し押さえられ解約されたが、以下等の理由により、契約者貸付を無効とし、貸付金相当額の解約返戻金を支払ってほしい。

- (1) 自分は、本契約にかかるカード（以下「本件カード」）の発行手続に一切関与しておらず、契約者貸付も行っていない。
- (2) 本件カードの申込書の筆跡は、自分の妻の筆跡と酷似しており、離婚調停でも、妻が自分名義で契約者貸付を利用したことを認めた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約者貸付は、申立人自身が手続を行ったものである。仮に、申立人の妻が行ったものであるとしても、妻に代理権が授与されていたか、表見代理（民法110条）の適用または類推適用がある。
- (2) 本契約者貸付はインターネットで手続が行われているが、申立人自身が行ったか、申立人の妻に代理権が授与されていた。
- (3) 契約者貸付手続時に本件カードの番号と暗証番号が入力された場合には、本件カード規定により、契約者自身による請求とみなされ、当社は免責される。また、本契約者貸付には民法478条が類推適用され、当社は免責される。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、本件に関する経緯等を確認するため、申立人代理人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。